

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、創エネルギー等設備の設置者に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助することにより、地域内での地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進し、創エネルギー等の活用を積極的に支援すること及び県内における創エネルギー等産業を振興することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請日現在において、本町に住民登録を行っている者（居住予定の者にあつては年度内に住民登録を行う予定の者）又は本町に法人町民税の登録を行っている事業者
- (2) 自ら居住又は居住予定の町内の住宅、又は住宅以外の建物（以下「住宅等」という。）の所有者で創エネルギー等設備（以下「対象設備」という。）を設置する者
- (3) 町税、税外収入金その他の本町の歳入となるべきものを滞納していない世帯に属している者（町外に居住している者にあつては、居住地の市区町村において税を滞納していない世帯に属している者）又は法人町民税を滞納していない事業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とし、前条に規定する補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属している者に対し、太陽光発電システムについては1件あたりの太陽電池の最大出力の合計値が4kWまで、その他の各対象設備はそれぞれ1台限りとする。

- (1) 未使用品であり、別表の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれ当該対象設備要件を満たす対象設備を住宅等に設置する事業。
- (2) 補助事業者が発注する事業者及び設置施工を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等をいう。）である事業。
- (3) 補助事業者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に係る事業は除くものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる対象設備の設置に要する経費のうち本体及び付属機器購入費及び設置工事費とする。

- (1) 太陽光発電システム
太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステム
- (2) 太陽熱利用システム
太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環式の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステム

(3) コージェネレーションシステム

燃料電池：燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

ガスエンジン給湯器：ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成され、貯湯ユニットはガスエンジンユニットの排熱を吸収できるもの

(4) 木質バイオマス熱利用機器（以下「薪ストーブ等」という。）

木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器

(5) 蓄電池等

蓄電池：リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することのできるもの

電気自動車等充給電設備：電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給するもの

2 前項各号の経費であっても、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除外するものとする。

(1) 国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄附金その他の収入

(2) 消費税及び地方消費税

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表の対象設備の欄に定める区分に従い、それぞれの当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象設備を設置した場合は、当該対象設備の補助金の額の合計とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事着手前に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 創エネルギー等設備設置事業計画（報告）書（様式第2号）

(2) 対象設備の設置に係るそれぞれの費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料（太陽光発電システムについては太陽電池の発電出力の値が確認できるもの、太陽熱利用機器については集熱面積が確認できるもの、家庭用コージェネレーションシステムについては発電出力の値及び燃料の種類が確認できるもの、薪ストーブ等については最大熱出力が確認できるものを含む。）

(4) 町税等納付状況確認同意書（様式第3号）

(5) 創エネルギー等設備設置承諾書（様式第4号。設備を設置する住宅等の所有者が申請者以外に存在する場合に限る。）

(6) その他町長が認める書類

2 申請者が町外に居住している者である場合、前項第4号については、居住地の市町村長が発行する納税証明書（世帯員全員分）をもってこれに代えるものとする。

3 補助金の申請の受付は、別に定める指定場所に直接持参の方法により先着順に行うものとする。

4 補助金の申請の受付は、毎年度1月10日までとし、補助金の交付予定額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を停止する。

（補助金の交付の決定）

第8条 町長は、前条第1項による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付

の可否及び金額を決定し、申請者に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

2 町長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができる。

（着手届）

第9条 規則第13条に掲げる着手届は、本補助金においては提出を省略することができる。

（設備の設置）

第10条 補助事業者は、交付決定の日から起算して、既築の場合は原則4か月以内、新築の場合は原則7か月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに、対象設備の設置を完了しなければならない。

（中止の承認）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに北栄町創エネルギー等設備設置費補助金中止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請事項の変更）

第12条 補助事業者は、第8条に定める期間内に対象設備の設置が完了しないとき又は申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ北栄町創エネルギー等設備設置費補助金計画変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 創エネルギー等設備設置事業計画（報告）書（様式第2号）

(2) 対象設備の設置に係るそれぞれの費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料（太陽光発電システムについては太陽電池の発電出力の値が確認できるもの、太陽熱利用機器については集熱面積が確認できるもの、コージェネレーションシステムについては発電出力の値及び燃料の種類が確認できるもの、蓄電池等については蓄電容量が確認できるものを含む。）

2 前項の申請により、補助金の増額を伴う変更をすることはできない。

3 町長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

（完了届）

第13条 規則第14条に掲げる完了届は、次条第1項の実績報告をもってこれに代えるものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、対象設備の設置を完了したときは、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 創エネルギー等設備設置事業計画（報告）書（様式第2号）

(3) 創エネルギー等設備施工報告書（様式第9号）

(3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し

(4) 対象設備の設置状態を示す写真（設置前・設置後）及び対象設備が設置された住宅全体の写真

(5) 電力会社との余剰電力需給契約の内容の分かる書類の写し（対象設備が太陽光発電システム及び蓄電池等である場合に限る。）

(6) その他町長が認める書類

2 補助事業者は、対象設備の設置を完了した日から起算して、30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに、町長にこれを提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、

交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助事業者に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）を送付するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、町長に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付請求書（様式第 11 号）を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 17 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第 18 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずるものとする。

（管理）

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届出なければならない。

（処分の制限）

第 20 条 補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期限内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ北栄町創エネルギー等設備設置費補助金処分承認申請書（様式第 12 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業効果の報告）

第 21 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするときは、対象設備の設置後 2 年間、当該対象設備の稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第 22 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象設備	対象設備要件	補助金額
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件あたりの太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電設備で、発電した電気が住宅等として使用する部分で消費されていること（全量買取制度は対象としない。）。 2 日本工業規格基準又はそれに準じた性能基準による認証を受けているものであること。 3 未使用品であること。 	太陽電池モジュールの最大出力値（国による設備認定の値。単位はkWとし、小数点第3位を切り捨てる。）に6万円を乗じて得た額又は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額のうちいずれか低い額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で24万円を限度とする。
太陽熱利用機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 集熱面積は2㎡以上であること。 2 未使用品であること。 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で7万円を限度とする。
燃料電池システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 国が実施する「民生用燃料電池導入支援補助金」の補助対象設備として指定されている、又は同等以上の性能・品質のものであること。 2 未使用品であること。 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で18万円を限度とする。
ガスエンジン給湯器	<ol style="list-style-type: none"> 1 定格運転時における低位発熱量基準（LEV基準）の総合効率が80%以上であること。 2 未使用品であること。 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で9万円を限度とする。
薪ストーブ等	<ol style="list-style-type: none"> 1 2次燃焼構造等排煙を減少させる構造であること。 2 未使用品であること。 	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で18万円を限度とする。
蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 蓄電容量が1.0kW以上の蓄電池で、日本工業規格基準又はそれに準じた性能基準による認証を受けているものであること。 2 太陽光発電システムとの連系が可能であり、10kW未満の太陽光発電システムと併せて導入すること。 3 未使用品であること。 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で20万円を限度とする。
電気自動車等充給電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 国が実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの。 2 太陽光発電システムとの連系が可能であり、10kW未満の太陽光発電システムと併せて導入すること。 3 未使用品であること。 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で20万円を限度とする。

北栄町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 交付申請書

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置予定場所 東伯郡北栄町

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 創エネルギー等設備設置費補助金事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) 対象設備の設置に係るそれぞれの費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
- (3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料対象設備の形状、規格等を説明する資料（太陽光発電システムについては太陽電池の発電出力の値が確認できるもの、太陽熱利用機器については集熱面積が確認できるもの、コージェネレーションシステムについては発電出力の値及び燃料の種類が確認できるもの、家庭用蓄電池等については蓄電容量が確認できるものを含む。）
- (4) 町税等納付状況確認同意書（様式第3号。ただし、申請者が町外に居住している者である場合は、居住地の市町村長が発行する納税証明書（世帯員全員分））
- (5) 創エネルギー等設備設置承諾書（様式第4号。設備を設置する住宅等の所有者が申請者以外に存在する場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

手続き代行者

住 所			
事業者名			
電話番号		担当者名	

創エネルギー等設備設置費補助金事業計画（報告）書

1 設置の概要

設置する設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	太陽電池の最大出力 _____ k W
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用機器	集熱面積 _____ m ²
	コージェネレーションシステム	発電出力 _____ W
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム	燃料種類 [_____]
	<input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器	
<input type="checkbox"/> 薪ストーブ等	燃料種類 [_____]	
蓄電池等	蓄電容量 _____ k W h	
<input type="checkbox"/> 蓄電池	上記以外の太陽光発電システム導	
<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備	入の有無（ 有 _____ k W・無）	
設置予定場所	東伯郡北栄町	
建築の区分	新 築 ・ 既 築	
設置契約年月日	年	月 日
設置完了（予定）年月日	年	月 日

2 経費の内訳

対象設備	設置費用	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	円	円	円
太陽熱利用機器	円	円	円
コージェネレーションシステム	円	円	円
薪ストーブ等	円	円	円
蓄電池等	円	円	円
補助金交付申請額			円

町税等納付状況確認同意書

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金の交付申請を行うにあたって、申請要件を満たしていること
の確認のため、北栄町職員が私及び私が属する世帯の世帯員全員の町税、税外収入金その他北栄町
の歳入となるべきものすべての納付状況を確認することについて、同意します。

年 月 日

北栄町長 様

同意する者

住 所 東伯郡北栄町

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

様

北栄町長

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった北栄町創エネルギー等設備設置費補助金（以下「本補助金」という。）については、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助対象事業

本補助金の対象となる事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額及び内訳は次のとおりとする。

交付決定額	金	円
内訳 太陽光発電システム		円
太陽熱利用機器		円
コージェネレーションシステム		円
薪ストーブ等		円
蓄電池等		円

3 補助規程の遵守

補助事業者は、北栄町補助金等交付規則及び北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 中止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった北栄町創エネルギー等設備設置費補助金について、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり計画を中止したいので申請します。

記

- 1 設備の設置場所 東伯郡北栄町
- 2 中止理由

北栄町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった北栄町創エネルギー等設備設置費補助金について、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

1 設備の設置場所 東伯郡北栄町

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 変更後の創エネルギー等設備設置事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) 対象設備の設置に係る費用が変更となる場合、変更後の費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
- (3) 対象設備の仕様等が変更となる場合、変更後の対象設備の形状、規格等を説明する資料

北栄町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった北栄町創エネルギー等設備設置費補助金について、設備の設置が完了したので、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設備の設置場所 東伯郡北栄町

2 工事着手年月日 年 月 日

3 設置完了年月日 年 月 日

4 補助金交付決定額 円

5 添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 創エネルギー等設備設置事業計画（報告）書（様式第2号）
- (3) 創エネルギー等設備施工報告書（様式第9号）
- (3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (4) 対象設備の設置状態を示す写真（設置前・設置後）及び設備が設置された住宅等全体の写真
- (5) 電力会社との余剰電力需給契約の内容の分かる書類の写し（設備が太陽光発電システム及び家庭用蓄電池等である場合に限る。）
- (6) その他町長が認める書類

創エネルギー等設備施工報告書

1 太陽光発電システム

太陽電池のメーカー名		
発注事業者 (県内にある本店又は支店等)	商号又は名称	
	所在地	鳥取県
	代表者氏名	
	電話番号	
施工事業者 (県内にある本店又は支店等)	商号又は名称	
	所在地	鳥取県
	代表者氏名	
	電話番号	
	施工責任者氏名	
	施工IDを持つメーカー名	
	施工ID番号	

2 太陽光発電システム以外の対象設備

対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用機器 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム [燃料電池システム ・ ガスエンジン給湯器] <input type="checkbox"/> 薪ストーブ等 [名称:] <input type="checkbox"/> 蓄電池等 [蓄電池 ・ 電気自動車等充給電設備]	
発注事業者 (県内にある本店又は支店等)	商号又は名称	
	所在地	鳥取県
	代表者氏名	
	電話番号	
施工事業者 (県内にある本店又は支店等)	商号又は名称	
	所在地	鳥取県
	代表者氏名	
	電話番号	

文 書 番 号
年 月 日

様

北栄町長

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記の補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので、北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 交付請求書

一 金 円

年 月 日付 第 号で交付額の確定のあった北栄町創エネルギー等設備
設置費補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

北栄町長 様

振 込 先

銀 行 名

支 店 等 名

預 金 種 別

口 座 番 号

ふ り が な
名 義

北栄町長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

電話番号

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金 処分承認申請書

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 設備の設置場所 東伯郡北栄町
- 2 補助事業者氏名
- 3 設置年月日 年 月 日
- 4 処分予定年月日 年 月 日
- 5 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については、具体的に[]

- 6 処分の理由